

学生のみなさん！ 郡上市青少年育英奨学資金制度を知っていますか？

郡上市教育委員会では、修学意欲のある学生のみなさんが経済的な理由で学びをあきらめることがないよう、貸付等による様々な支援制度を用意しています。在学中の人でも条件を満たせば支援を受けられますのでぜひ確認ください。

① 郡上市青少年育英奨学資金貸付制度

経済的理由により修学が困難な学生を対象として、一定の所得基準により奨学資金の貸付を行います。

①一時金貸付

対象者 今春入学予定の学生
貸付額 50万円以内（入学時のみ）
申請期限 3月29日（金）

②月額金貸付

対象者 在学中の学生
貸付額 高校：月額2万円以内
大学・専門学校等：月額5万円以内
申請期間 4月1日（月）～4月30日（火）

利息と返還について

一時金・月額金ともに無利息（計画どおりに返還する場合）で、在学中は返還が猶予され、卒業後の返還となります。

貸付申請と決定について

提出された申請書内容（所得金額等）を審査し、決定者に貸し付けます。なお、貸付件数には限りがあります。

一時金：決定次第、順次貸付 **月額金**：一括審査後に貸付

② 奨学金返還免除制度

返還免除対象者

- 郡上市の奨学資金を活用し、学校を卒業後、市内に住所を有している人
- 返還者本人に市税等の滞納がない人
- 既に奨学資金を返還している人の場合は、返還に遅滞がない人

返還免除金額 1年あたりの返還金額の2分の1の額で、年間20万円が上限

申請期限 5月31日（金） ※免除制度の適用には毎年申請が必要です。

③ 教育ローン利子補給

子弟等を大学に入学させるために民間金融機関（消費者金融を除く）および日本政策金融公庫から教育ローンを借り受けている人に利子補給を行います。

対象者

- 市内に1年以上住所を有し、居住している人
- 世帯所得の総額が生活保護法による保護基準の2.5倍未満の人
- 市税等の滞納がない人

対象となる教育ローン

- 100万円以上を証書貸付で借り受け、年利1%を超えているもの
- 限度額は就学者1人あたり300万円（以内）

利子補給額 6万円以内（借入利率で算出した額と2%で算出した額を比較して少ない方の額）

利子補給期間 在学中の大学等の正規の修学年数の間（毎年度、申請と審査あり）

申請期間 4月1日（月）～4月30日（火）

問 教育委員会教育総務課 67-1123